

# 認可外保育施設を利用する保護者の方へ

## ～文京区認可外保育施設利用事業補助制度のご案内～

令和 6 年度版(令和 6(2024)年 4 月～令和 7(2025)年 3 月)

### ■ 補助制度の概要

文京区では、認可外保育施設を利用する保護者の方を対象として、保育料補助制度を実施しています。補助制度は、幼児教育・保育の無償化による給付金（以下、「施設等利用費」という。）と、区による上乗せ補助金（以下、「保護者負担軽減補助金」という。）から構成されています。

ご利用の認可外保育施設の種別や在籍クラス、世帯の課税状況等によって補助内容は異なります。

### ■ 「保育の必要性」の認定について★重要

- 補助対象となるのは当該児童が「保育の必要性」の認定を受けている期間のみです。

認定を受けていない場合は、文京区へ認定の申請手続きを行ってください。

- 「保育の必要性」の認定申請と、補助金の申請はそれぞれ別の手続きです。

補助金の申請手続きは、この冊子でご案内しています。

「保育の必要性」の認定申請手続きは、区ホームページ（以下「HP」という。）（右記）をご確認ください。



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/mushoka/mushouka/nintei.html>

### ■ 注意事項 ★重要

- 認定開始日

認定は申請書類を受理した日から行い、原則として日付を遡ることはできません。

- 認定期間の管理

認定終了日は申請内容によって異なります。

認定を受けていない期間は補助対象外となるため、必ずご自身で認定期間の管理を行ってください。

- 認定事由の変更手続き

「保育の必要性」の認定事由が変更になった場合は、手続きが必要です。

認定事由が消滅した場合も、手続きが必要です。

- 認定取消による返還

補助金の交付を受けた後、「保育の必要性」の事由が確認できなかった等の理由により、遡って「保育の必要性」の認定が取り消された場合、補助対象外となった期間分の補助金を返還いただきます。

- 次年度以降の補助制度の実施について

この補助制度のうち保護者負担軽減補助金は、東京都の補助事業を受けて文京区が実施しているものです。そのため、令和 7 年度以降の補助事業の実施は未定です。

- 補助金の申請

補助金の申請は年度に 1 回手続きが必要です。

令和 5 年度に申請手続きをした方も、令和 6 年度に申請手続きが必要です。

■ 前提条件

以下の2つの条件を満たしていない認可外保育施設は対象外です。

■ 都道府県等に認可外保育施設の開設に係る届出を行っている

都内の届出済施設は、東京都福祉局のHPに掲載されています（一部の施設・自治体を除く）。

■ 施設が所在する自治体から無償化対象施設として「確認」を受けている

文京区内の確認済施設は、区HPに掲載しています。

文京区外の施設については、施設所在自治体へお問合せください。

東京都福祉局 HP（認可外保育施設一覧） <a href="https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/ninkagai-ichiran/ninkagai_list.html">https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/ninkagai-ichiran/ninkagai_list.html</a>		文京区 HP（確認済施設一覧） <a href="https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/mushoka/kakuninshisetsu.html">https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/mushoka/kakuninshisetsu.html</a>	
---	---	--	---

■ 施設区分表・年齢別早見表

上記の前提条件を満たしている認可外保育施設を、補助内容に応じてA～Dに区分しています。

施設区分	該当する施設等	案内ページ
<b>区分A</b>	東京都認証保育所	4～5ページ
<b>区分B</b>	「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている認可外保育施設	-
	① ・企業主導型保育所（従業員枠） ・院内・事業所内保育事業施設（従業員枠）	6～7ページ
	② ・企業主導型保育所（地域枠）	8～9ページ
	③ ①、②以外	10～11ページ
<b>区分C</b>	「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されていない認可外保育施設（※） ※以下は例外 ・企業主導型保育事業：区分D ・その他地方公共団体による独自事業の施設：区分D	12ページ
	居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター） 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（一時預かりに限る） 定期利用保育事業 ※令和6年10月より補助制度の対象外施設です。ご注意ください。	
<b>区分D</b>	幼児教育・保育の無償化の対象となる場合、保育料が直接減額となります。 無償化にあたって必要となる申請はありません。 その他地方公共団体による独自事業の施設 補助制度の実施等については、事業を実施する地方公共団体へ直接お問い合わせください。	-

クラス	生年月日	施設区分ごとの補助			
		区分A	区分B		区分C
			①	②・③	
3～5歳児クラス (年少～年長)	2018（平成30）年4月2日～2021（令和3）年4月1日	あり	院内・事業所内保育所のあり	あり	あり
0～2歳児クラス	2021（令和3）年4月2日～	あり	あり	あり	住民税非課税世帯のあり

**■ 施設区分等の調べ方**

「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の発行の有無等は、施設へ直接お問い合わせください。

都内の施設の場合、証明書の有無や施設種別等を東京都福祉局の HP（2 ページ「前提条件」参照）でも確認可能です（一部の施設・自治体を除く）。

**■ 保育料補助の対象施設の変更について ★重要**

認可外保育施設等が幼児教育・保育の無償化の対象施設になるためには、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要です。

ただし、無償化開始（令和元年 10 月）から 5 年間は経過措置期間（令和 6 年 9 月末日まで）とされ、基準を満たしていない認可外保育施設についても無償化の対象となっています。

そのため、**令和 6 年 10 月以降、基準を満たしていない認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を含む）は、原則、補助対象外となります。**

現在、基準を満たさない認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されていない認可外保育施設）を利用されている場合は、令和 6 年 10 月から補助がなくなりますので、ご注意ください。

**■ 保護者負担軽減補助金の交付要件**

- 施設利用児童が、月の初日に文京区から「保育の必要性」の認定を受けている。
- 申請者及び施設利用児童がともに、月の初日に文京区に住民登録をしている。
- 東京都認証保育所を利用し、月の初日に在籍している。
- 利用料を納入している（滞納がない）。

**■ 補助基準表**

クラス	所得等の状況		施設等利用費	保護者負担軽減補助金	合計
0歳児クラスから2歳児クラス	48,000円以上	第1子	/	40,000円	<b>40,000円</b>
		第2子以降		67,000円	<b>67,000円</b>
	48,000円未満	第1子		50,000円	<b>50,000円</b>
		第2子以降		70,000円	<b>70,000円</b>
	区市町村民税（均等割を含む）が非課税	第1子	42,000円	25,000円	<b>67,000円</b>
		第2子以降		28,000円	<b>70,000円</b>
3歳児クラスから5歳児クラス	157,000円以上	第1子	37,000円	20,000円	<b>57,000円</b>
		第2子以降		20,000円	<b>57,000円</b>
	48,000円以上157,000円未満	第1子		23,000円	<b>60,000円</b>
		第2子以降		20,000円	<b>57,000円</b>
	48,000円未満	第1子		33,000円	<b>70,000円</b>
		第2子以降		20,000円	<b>57,000円</b>
	区市町村民税（均等割を含む）が非課税	第1子		20,000円	<b>57,000円</b>
		第2子以降		33,000円	<b>70,000円</b>

以下の区分に応じて、補助基準額（月額）を決定します。

**■ 区市町村民税所得割課税額について**

- 令和6年4月から8月までの補助基準額は、令和5（2023）年度の区市町村民税所得割課税額、令和6年9月から令和7年3月までの補助基準額は、令和6（2024）年度の区市町村民税所得割課税額により決定します。
- 住宅借入金等特別控除・寄附金控除（ふるさと納税等）等の税額控除がある場合は、控除前の税額を適用します。
- 世帯の区市町村民税所得割課税額を証明する書類の提出がない場合（5 ページ「申請方法」参照）は、区市町村民税所得割課税額が0歳児クラスから2歳児クラスまでについては48,000円以上、3歳児クラスから5歳児クラスまでについては157,000円以上の課税世帯に該当するものとみなして補助基準額を決定します。

**■ 補助金の種類**

- 施設等利用費  
 幼児教育・保育の無償化に伴い支給される補助金です。「保育の必要性」の認定を受けている期間に応じて日割計算を行います。
- 保護者負担軽減補助金  
 文京区から交付される補助金です。月の初日時点での状況に応じてその月の交付の有無を判断し、日割計算は行いません。

■ 申請方法

電子申請で補助金の申請を行い、以下の書類の内、該当する書類を電子申請に添付してください。  
 なお、内容変更届（No.3の書類）は、紙書類のため、16 ページに記載の郵送・宛先へ提出してください。

No.	提出が必要となる方	提出するもの	提出時期	提出回数	提出先
1	令和5年1月1日時点で 住所地在文京区ではない方	令和5（2023）年度 区市町村民税所得割課税 額を証明する書類	申請時	年度を通じて1回	文京区 (16ページに記載の郵送・宛先)
2	令和6年1月1日時点で 住所地在文京区ではない方	令和6（2024）年度 区市町村民税所得割課税 額を証明する書類	申請時 ※申請する時点で 添付できない場合は、 入手次第速やかに	年度を通じて1回	文京区 (16ページに記載の郵送・宛先)
3	電子申請で申請後、申請内容に 変更があった方 ※利用料・契約時間の変動は提出不 要	内容変更届	変更があった後 速やかに	変更がある度に 提出	文京区 (16ページに記載の郵送・宛先)

内容変更届様式・所得割額を証明する書類の詳細はこちら



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/mushoka/mushouka/ninshou-ninkagai.html>

■ 注意事項

- 保護者負担軽減補助金について、実際に施設に支払った利用料と給食費を合算した額が補助基準額未満の場合は、利用料と給食費を合算した額が上限となります。
- 日用品、文房具、行事参加費、通園送迎費等は施設等利用費及び保護者負担軽減補助金の対象外です。
- 以下の利用が決定した場合、利用月から認可外保育施設利用事業補助金の対象外となります。  
認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）、定期利用保育事業
- 補助金の申請手続は年度ごとに必要です。

**■ 保護者負担軽減補助金の交付要件**

- 施設利用児童が、月の初日に文京区から「保育の必要性」の認定を受けている。
- 保護者及び施設利用児童がともに、月の初日に文京区に住民登録をしている。
- 施設区分一覧表（P.2）の区分B①に該当する施設を利用し、月の初日に在籍している。
- 利用料を納入している（滞納がない）。

**■ 補助基準表**

以下の区分に応じて、補助基準額（月額）を決定します。

**院内・事業所内保育施設（従業員枠）**

クラス	所得等の状況	施設等利用費	保護者負担軽減補助金	合計
0歳児クラス から 2歳児クラス	区市町村民税（均等割を含む）が課税される世帯	第1子		補助対象外
		第2子以降	27,000円	27,000円
3歳児クラス から 5歳児クラス	区市町村民税（均等割を含む）が非課税の世帯	第1子	42,000円	42,000円
		第2子以降	10,000円	52,000円
3歳児クラス から 5歳児クラス		37,000円		37,000円

**企業主導型保育所（従業員枠）**

クラス	所得等の状況	施設等利用費	保護者負担軽減補助金	合計
0歳児クラス から 2歳児クラス	区市町村民税（均等割を含む）が課税される世帯	第1子		補助対象外
		第2子以降	27,000円	27,000円
3歳児クラス から 5歳児クラス	区市町村民税（均等割を含む）が非課税の世帯*	第1子		補助対象外
		第2子以降	10,000円	10,000円

\* 施設等利用費分については、保育所に対し、国から直接補助

**■ 区市町村民税所得割課税額について**

- 令和6年4月から8月までの補助基準額は、令和5（2023）年度の区市町村民税所得割課税額、令和6年9月から令和7年3月までの補助基準額は、令和6（2024）年度の区市町村民税所得割課税額により決定します。
- 住宅借入金等特別控除・寄附金控除（ふるさと納税等）等の税額控除がある場合は、控除前の税額を適用します。
- 非課税証明書の提出がない場合（7ページ「申請方法」参照）は、課税世帯に該当するものとみなして補助基準額を決定します。

**■ 補助金の種類**

- 施設等利用費

幼児教育・保育の無償化に伴い支給される補助金です。「保育の必要性」の認定を受けている期間に応じて日割計算を行います。

- 保護者負担軽減補助金

文京区から交付される補助金です。月の初日時点での状況に応じてその月の交付の有無を判断し、

**日割計算は行いません。**

**申請方法**

電子申請で補助金の申請を行い、以下の書類の内、該当する書類を電子申請に添付してください。  
 なお、内容変更届（No.3の書類）は、紙書類のため、16 ページに記載の郵送・宛先へ提出してください。

No.	提出が必要となる方	提出するもの	提出時期	提出回数	提出先
1	以下の <b>すべてに該当する方</b> ・令和5年度の区市町村民税が <b>非課税</b> の方 ・令和5年1月1日時点で住所地が文京区 <b>ではない方</b> ・対象児童が0～2歳児クラスに在籍している方	令和5（2023）年度 区市町村民税 <b>非課税</b> 証明書	申請時	年度を通じて1回	文京区 （16ページに記載の郵送・宛先）
2	以下の <b>すべてに該当する方</b> ・令和6年度の区市町村民税が <b>非課税</b> の方 ・令和6年1月1日時点で住所地が文京区 <b>ではない方</b> ・対象児童が0～2歳児クラスに在籍している方	令和6（2024）年度 区市町村民税 <b>非課税</b> 証明書	申請時 ※申請する時点で添付できない場合は、入 手次第速やかに	年度を通じて1回	文京区 （16ページに記載の郵送・宛先）
3	電子申請で申請後、申請内容に変更があった方 ※利用料・契約時間の変動は提出不要	内容変更届	変更があった後速やかに	変更がある度に提出	文京区 （16ページに記載の郵送・宛先）

内容変更届様式はこちら



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/mushoka/mushouka/ninkagai.html>

**注意事項**

- 保護者負担軽減補助金について、実際に施設に支払った利用料・給食費を合算した額が補助基準額未満の場合は、利用料・給食費を合算した額が上限となります。
- 日用品、文房具、行事参加費、通園送迎費等は施設等利用費及び保護者負担軽減補助金の対象外です。
- 以下の利用が決定した場合、利用月から認可外保育施設利用事業補助金の対象外となります。  
認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）、定期利用保育事業
- 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明は、東京都などの立ち入り調査の結果により交付されているものであり、証明書の返還・取り消しなど、状況が変動する場合があります。  
補助の対象となるのは、基準を満たす証明がなされている期間です。

**■ 保護者負担軽減補助金の交付要件**

- 施設利用児童が、月の初日に文京区から「保育の必要性」の認定を受けている。
- 保護者及び施設利用児童がともに、月の初日に文京区に住民登録をしている。
- 施設区分一覧表（P.2）の区分B②に該当する施設を利用し、月の初日に在籍している。
- 利用料を納入している（滞納がない）。

**■ 補助基準表**

以下の区分に応じて、補助基準額（月額）を決定します。

クラス	所得等の状況	施設等利用費	保護者負担軽減補助金	合計
0歳児クラス から 2歳児クラス	区市町村民税（均等割を含む）が課税される世帯	第1子		補助対象外
		第2子以降	45,000円	<b>45,000円</b>
	区市町村民税（均等割を含む）が非課税の世帯*	第1子		補助対象外
		第2子以降	10,000円	<b>10,000円</b>
3歳児クラス から 5歳児クラス	第1子			補助対象外
	第2子以降*		5,000円	<b>5,000円</b>

\* 施設等利用費分については、保育所に対し、国から直接補助

**■ 区市町村民税所得割課税額について**

- 令和6年4月から8月までの補助基準額は、令和5（2023）年度の区市町村民税所得割課税額、令和6年9月から令和7年3月までの補助基準額は、令和6（2024）年度の区市町村民税所得割課税額により決定します。
- 住宅借入金等特別控除・寄附金控除（ふるさと納税等）等の税額控除がある場合は、控除前の税額を適用します。
- 非課税証明書の提出がない場合（9ページ「申請方法」参照）は、課税世帯に該当するものとみなして補助基準額を決定します。

**■ 補助金の種類**

- 施設等利用費

幼児教育・保育の無償化に伴い支給される補助金です。「保育の必要性」の認定を受けている期間に応じて日割計算を行います。

- 保護者負担軽減補助金

文京区から交付される補助金です。月の初日時点での状況に応じてその月の交付の有無を判断し、日割計算は行いません。



■ 申請方法

電子申請で補助金の申請を行い、以下の書類の内、該当する書類を電子申請に添付してください。  
 なお、内容変更届（No.3の書類）は、紙書類のため、16 ページに記載の郵送・宛先へ提出してください。

No.	提出が必要となる方	提出するもの	提出時期	提出回数	提出先
1	以下の <b>すべてに該当する</b> 方 ・令和5年度の区市町村民税が <b>非課税</b> の方 ・令和5年1月1日時点で住所地在京区 <b>ではない</b> 方 ・対象児童が0～2歳児クラスに在籍している方	令和5（2023）年度 区市町村民税 <b>非課税</b> 証明書	申請時	年度を通じて1回	文京区 （16ページに記載の郵送・宛先）
2	以下の <b>すべてに該当する</b> 方 ・令和6年度の区市町村民税が <b>非課税</b> の方 ・令和6年1月1日時点で住所地在京区 <b>ではない</b> 方 ・対象児童が0～2歳児クラスに在籍している方	令和6（2024）年度 区市町村民税 <b>非課税</b> 証明書	申請時 ※申請する時点で添付できない場合は、入手次第速やかに	年度を通じて1回	文京区 （16ページに記載の郵送・宛先）
3	電子申請で申請後、申請内容に変更があった方 ※利用料・契約時間の変動は提出不要	内容変更届	変更があった後速やかに	変更がある度に提出	文京区 （16ページに記載の郵送・宛先）

内容変更届様式はこちら



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/mushoka/mushouka/ninkagai.html>

■ 注意事項

- 保護者負担軽減補助金について、実際に施設に支払った利用料・給食費を合算した額が補助基準額未満の場合は、利用料・給食費を合算した額が上限となります。
- 日用品、文房具、行事参加費、通園送迎費等は施設等利用費及び保護者負担軽減補助金の対象外です。
- 以下の利用が決定した場合、利用月から認可外保育施設利用事業補助金の対象外となります。  
認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）、定期利用保育事業
- 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明は、東京都などの立ち入り調査の結果により交付されているものであり、証明書の返還・取り消しなど、状況が変動する場合があります。  
補助の対象となるのは、基準を満たす証明がなされている期間です。

**■ 保護者負担軽減補助金の交付要件**

- 施設利用児童が、月の初日に文京区から「保育の必要性」の認定を受けている。
- 保護者及び施設利用児童がともに、月の初日に文京区に住民登録をしている。
- 施設区分一覧表（P.2）の区分B③に該当する施設を利用し、月の初日に在籍している。
- 利用料を納入している（滞納がない）。

**■ 補助基準表**

以下の区分に応じて、補助基準額（月額）を決定します。

クラス	所得等の状況		施設等利用費	保護者負担軽減補助金	合計
0歳児クラスから 2歳児クラス	区市町村民税（均等割を含む）が課税	第1子	42,000円	40,000円	<b>40,000円</b>
		第2子以降		67,000円	<b>67,000円</b>
2歳児クラス	区市町村民税（均等割を含む）が非課税		42,000円	25,000円	<b>67,000円</b>
3歳児クラスから 5歳児クラス			37,000円	20,000円	<b>57,000円</b>

**■ 区市町村民税所得割課税額について**

- 令和6年4月から8月までの補助基準額は、令和5（2023）年度の区市町村民税所得割課税額、令和6年9月から令和7年3月までの補助基準額は、令和6（2024）年度の区市町村民税所得割課税額により決定します。
- 住宅借入金等特別控除・寄附金控除（ふるさと納税等）等の税額控除がある場合は、控除前の税額を適用します。
- 非課税証明書の提出がない場合（11 ページ「申請方法」参照）は、課税世帯に該当するものとみなして補助基準額を決定します。

**■ 補助金の種類**

- 施設等利用費

幼児教育・保育の無償化に伴い支給される補助金です。「保育の必要性」の認定を受けている期間に応じて日割計算を行います。

- 保護者負担軽減補助金

文京区から交付される補助金です。月の初日時点での状況に応じてその月の交付の有無を判断し、日割計算は行いません。

■ 申請方法

電子申請で補助金の申請を行い、以下の書類の内、該当する書類を電子申請に添付してください。  
 なお、内容変更届（No.3の書類）は、紙書類のため、16 ページに記載の郵送・宛先へ提出してください。

No.	提出が必要となる方	提出するもの	提出時期	提出回数	提出先
1	以下の <b>すべてに該当する</b> 方 ・令和5年度の区市町村民税が <b>非課税</b> の方 ・令和5年1月1日時点で住所地在京区 <b>ではない</b> 方 ・対象児童が0～2歳児クラスに在籍している方	令和5（2023）年度 区市町村民税 <b>非課税</b> 証明書	申請時	年度を通じて1回	文京区 （16ページに記載の郵送・宛先）
2	以下の <b>すべてに該当する</b> 方 ・令和6年度の区市町村民税が <b>非課税</b> の方 ・令和6年1月1日時点で住所地在京区 <b>ではない</b> 方 ・対象児童が0～2歳児クラスに在籍している方	令和6（2024）年度 区市町村民税 <b>非課税</b> 証明書	申請時 ※申請する時点で添付できない場合は、入手次第速やかに	年度を通じて1回	文京区 （16ページに記載の郵送・宛先）
3	電子申請で申請後、申請内容に変更があった方 ※利用料・契約時間の変動は提出不要	内容変更届	変更があった後速やかに	変更がある度に提出	文京区 （16ページに記載の郵送・宛先）

内容変更届様式はこちら



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/mushoka/mushouka/ninkagai.html>

■ 注意事項

- 保護者負担軽減補助金について、実際に施設に支払った利用料・給食費を合算した額が補助基準額未満の場合は、利用料・給食費を合算した額が上限となります。
- 日用品、文房具、行事参加費、通園送迎費等は施設等利用費及び保護者負担軽減補助金の対象外です。
- 以下の利用が決定した場合、利用月から認可外保育施設利用事業補助金の対象外となります。  
 認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）、定期利用保育事業
- 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明は、東京都などの立ち入り調査の結果により交付されているものであり、証明書の返還・取り消しなど、状況が変動する場合があります。  
 補助の対象となるのは、基準を満たす証明がなされている期間です。

**■ 補助基準表**

以下の区分に応じて、補助基準額（月額）を決定します。

クラス	所得等の状況	施設等利用費		給食費に対する補助
0歳児クラスから2歳児クラスまで	区市町村民税（均等割を含む）が非課税の世帯	<b>42,000円</b>	<b>+</b>	<b>4,500円</b>
3歳児クラスから5歳児クラスまで		<b>37,000円</b>		

- 給食を提供する施設を利用している場合、施設等利用費に加えて、月額 4,500 円を上限として給食費に対する補助を行います。  
ただし、給食費が利用料と一体となっているなど、施設が給食費を証明できない場合は、補助対象外となります。
- 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業は給食費に対する補助の対象外です。
- 非課税証明書の提出がない場合（「申請方法」参照）は、課税世帯に該当するものとみなします。

**■ 申請方法**

電子申請で補助金の申請を行い、以下の書類の内、該当する書類を電子申請に添付してください。  
なお、内容変更届（No.3の書類）は、紙書類のため、16 ページに記載の郵送・宛先へ提出してください。

No.	提出が必要となる方	提出するもの	提出時期	提出回数	提出先
1	以下の <b>すべてに該当する方</b> ・令和5年度の区市町村民税が <b>非課税</b> の方 ・令和5年1月1日時点で住所が文京区 <b>ではない</b> 方 ・対象児童が0～2歳児クラスに在籍している方 ・令和6年4月～8月に施設等の利用がある方	令和5（2023）年度 区市町村民税 <b>非課税</b> 証明書	申請時	年度を通じて1回	文京区 （16ページに記載の郵送・宛先）
2	以下の <b>すべてに該当する方</b> ・令和6年度の区市町村民税が <b>非課税</b> の方 ・令和6年1月1日時点で住所が文京区 <b>ではない</b> 方 ・対象児童が0～2歳児クラスに在籍している方 ・令和6年9月～7年3月に施設等の利用がある方	令和6（2024）年度 区市町村民税 <b>非課税</b> 証明書	申請時 ※申請する時点で添付できない場合は、 入手次第速やかに	年度を通じて1回	文京区 （16ページに記載の郵送・宛先）
3	電子申請で申請後、申請内容に変更があった方 ※利用料・契約時間の変動は提出不要	内容変更届	変更があった後速やかに	変更がある度に提出	文京区 （16ページに記載の郵送・宛先）

内容変更届様式はこちら



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/mushoka/mushouka/ninkagai.html>

**■ 注意事項**

- 実際に施設に支払った利用料・給食費が補助基準額未満の場合は、利用料を上限とします。
- 日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等は施設等利用費の対象外です。
- 以下の利用が決定した場合、認可外保育施設利用事業補助金の対象外となります。  
認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）、定期利用保育事業

**■ 申請から支給まで**

文京区では、3か月毎に補助金の振込を行っています。

ただし、申請が遅れた場合または内容に不備があった場合は、振込時期が遅れますのでご注意ください。

具体的なスケジュールは以下のとおりです。

**■ 令和6(2024)年6月15日(土)までの提出**

対象月	4～6月分	7～9月分	10～12月分	1～3月分
交付（不交付）決定通知発送	令和6年8月上旬	令和6年11月上旬	令和7年2月上旬	令和7年5月上旬
振込	令和6年8月中旬	令和6年11月中旬	令和7年2月中旬	令和7年5月中旬

**■ 令和6(2024)年6月16日(日)から9月15日(日)までの提出**

対象月	4～9月分	10～12月分	1～3月分
交付（不交付）決定通知発送	令和6年11月上旬	令和7年2月上旬	令和7年5月上旬
振込	令和6年11月中旬	令和7年2月中旬	令和7年5月中旬

**■ 令和6(2024)年9月16日(月)から12月15日(日)までの提出**

対象月	4～12月分	1～3月分
交付（不交付）決定通知発送	令和7年2月上旬	令和7年5月上旬
振込	令和7年2月中旬	令和7年5月中旬

**■ 令和6(2024)年12月16日(月)から令和7(2025)年3月15日(土)までの提出**

対象月	4～3月分
交付（不交付）決定通知発送	令和7年5月上旬
振込	令和7年5月中旬

**■ 注意事項**

●最終申請期限は、令和7年3月15日(土)（郵送での提出の場合は当日消印有効）です。

※最終申請期限を過ぎた場合は受付できませんので、お早めにご提出ください。

## よくあるご質問

### ■ 共通事項

Q1. 利用料の領収書や契約書の写しは提出しなくてよいのですか？

**A1. 原則、提出いただく必要はありません。利用料の納入状況は文京区から施設へ直接照会し、確認します。**

ただし、施設が照会に応じない場合や、施設等利用費の上限に満たない場合など、別途支払いが確認できる書類の提出を求められることがあります。その場合、区から申請者へ直接ご連絡します。

Q2. 認可保育所等に入所申込をしておらず、いわゆる待機児童ではないのですが、補助対象になりますか？

**A2. 認可保育所等の入所申込は補助要件ではありませんので、入所保留状態（待機状態）である必要はありません。**

Q3. 「保育の必要性」の認定と、補助制度の申請はそれぞれ行う必要があるのですか？

**A3. それぞれ申請が必要です。**

ただし、文京区から今年度の「保育の必要性」の認定を既に受けている方は、「保育の必要性」の認定の申請は不要です。「保育の必要性」の認定については、P.1 をご覧ください。

Q4. 申請書に記載した施設から、他の施設に移ることになりました。何か届出は必要ですか？

**A4. 内容変更届を提出してください。**

内容変更届は5、7、9、11 または 12 ページに記載の QR コードよりダウンロードできます。また、「保育の必要性」の認定の手続においても別途書類の提出が必要です（詳細は「保育の必要性」の認定についての HP をご確認ください）。

変更事項	変更届の提出
区内転居	必要
区外転出	必要
氏名変更（保護者・児童）	必要
施設の転園（他の施設へ移る）	必要
施設を退園	必要
利用料の変更	不要
契約時間の変更	不要

※上記以外でも変更届の提出が必要となる場合がありますので、詳細は16ページの間合せ先までお問合せください。

「保育の必要性」の認定について



<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/mushoka/mushouka/nintei.html>

### ■ 「保育の必要性」の認定について

Q1. 「保育の必要性」の事由に該当しないため、「保育の必要性」の認定を受けることができません。補助金はできませんか？

**A1. 「保育の必要性」がない方は施設等利用費及び保護者負担軽減補助金の対象外となります。**

Q2. これまで「保育の必要性」の認定を受けていませんでした。認定を受けていなかった期間分の補助金はどうなりますか？

**A2. 認定は認定申請書を受理した日から行い、認定の日付を遡ることはできません。認定がない期間分については、補助対象外になります。**

Q3. 昨年度、小学校就学前までの期間について「保育の必要性」の認定を受けました。今年度も「保育の必要性」の認定の手続きは必要ですか？

**A3. 過去に認定した「保育の必要性」の事由が現在も継続していることを確認させていただく必要があります（これを「現況確認」といいます）。**

なお、現況届の依頼は、区から対象となる方へ直接依頼します。

Q4. 現在、母は育児・介護・休業法に基づく育児休業を取得しています。補助対象になりますか？

**A4. 「保育の必要性」の認定を取得できる場合、認定がある期間は補助対象になります。**

育児休業中の留意事項等について、以下の区 HP よりご確認ください。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/mushoka/mushouka/nintei.html>



#### ■ 施設種別について

Q1. 利用している施設の種別がわかりません。

**A1. 利用施設の種別がわからない場合は、施設へ直接お問い合わせください。**

なお、東京都内の認可外保育施設については、東京都福祉局の HP に掲載されている「認可外保育施設一覧表」（2 ページ「前提条件」参照）から、ご自身で種別を確認することも可能です。ただし、一部の自治体（児童相談所設置区）分は掲載されていないため、施設が所在する自治体へお問い合わせください。

Q2. インターナショナルスクールは幼児教育・保育の無償化の対象施設ですか？

**A2. それぞれの施設の設置形態や保育の必要性等によって異なります。**

インターナショナルスクールについては、法令上の定義がなく、その設置形態等は施設によって様々です。例えば、幼稚園としての認可を受けていれば、対象施設となります（この場合、幼稚園に係る補助金の対象となります）。また、認可を受けていなくても、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、対象施設となります。施設の種別がわからない場合は、施設へ直接お問い合わせください。

#### ■ 区分Cに該当した方

Q1. 区分Cの施設を利用しています。保護者負担軽減補助金は出ないのでしょうか？

**A1. 区分Cに該当する施設は、保護者負担軽減補助金の対象外です。**

ただし、給食費については補助の対象となる場合があります（詳細は 12 ページへ）。

Q2. 区分Cの施設を利用しています。「0歳児クラスから2歳児クラスまで」の課税世帯に該当するのですが補助金は出ますか？

**A2. 幼児教育・保育の無償化の対象外のため、施設等利用費の支給はありません。**

「給食費に対する補助」についても対象外となります。

### ■ 補助金の申請方法

**電子申請により受付します。**電子申請を利用した場合、申請受理の通知（※）をメールで受け取ることができます。

電子申請を行う環境が整っていない等の事情がある場合は、申請書（紙）による申請も可能ですが、申請受理の通知はありません。そのため、**電子申請の利用を推奨**しています。

※受理通知は交付（不交付）の決定をお知らせするものではありません。

#### ※ 電子申請による受付

以下の URL よりご申請ください。

[https://logoform.jp/form/6KS  
u/510273](https://logoform.jp/form/6KS<br/>u/510273)



#### ※ 申請書(紙)による受付

郵送又は持参により、文京区幼児保育課へ申請書を提出してください。

郵送で申請される場合は、以下の宛先に申請書類をお送りください。なお、電子申請とは異なり、受理の通知はありません。申請書類の到着を確認したい場合は、記録が残る方法でご提出ください。

#### ▶ 郵送・宛先

〒112-8555 文京区春日 1-16-21 12 階  
文京区幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当 宛

### ■ 問合せ先

#### ■ 「保育の必要性」の認定に関すること

(区市町村民税課税世帯の0～2歳児クラス)

幼児保育課 入園相談係 ☎ (5803) 1190

#### ■ 「保育の必要性」の認定に関すること

(区市町村民税非課税世帯の0～2歳児クラス・3～5歳児クラスのすべての子ども)

幼児保育課 施設給付・私立幼稚園担当 ☎ (5803) 1823

#### ■ 保育料補助制度に関すること

幼児保育課 施設給付・私立幼稚園担当 ☎ (5803) 1823